

平成十五年政令第七十八号

十五年政令第七十八号

構造改革特別区域法施行令
内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項、第十七条、第二十一条第一項、第三十八条並びに別表第十六号の規定に基づき、この政令を制定する。

提案の募集 第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少

（提案の募集）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

する
（学校教育法の特例による学校教育法施行令等の読み替え）

第二条 法第十二条第一項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用について、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字又は、そいでし同表の第四欄に

（前略）第三林に掛ける本題の第三林に掛ける本題の第三林に掛ける字句とする。

二十八年政令第三百四十一号
都道府県知事等の権限と権利の規制
四年法律第百八十九号 第十二条第二項に規定する学校設置

二条 第の
号)

一項 方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長。（次項において同じ。）

第三都道府県の知事（学校設置会社の設置していたものについて）

（長）國立地力公团の長

（昭和第十九年政令第二百五十二条）

義務教育者学交の教科用第
一学交去学校去人の理事長又は学交設置会士（萬告改革寺別又或去定による認定を受けた地方公共団体の長）

図書の無償措置に関する条
第一人の理（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する
事長（学校設置会社をいう。）の代表取締役告へよ代表執行役の
去津也了令（昭和三十九年一月二日）

障害のある児童及び生徒第一学年校則(学校法人の理事長又は学校設置会社(構造改修特別区域法)のための教科用特定図書条項の理(平成二十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する

等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十一年四月一日施行）

第三条 法第十三条规定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の年政令第二百八十一号)

適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施設第二十都道府都道府県知事（学校設置非営利法人）構造改革特別区域法（平成十七年行令）第七条の県知事四年法律第八百八十九号）第十三条第一項に規定する学校設置非営利

二項 第一項 法人をいう。第三十一条において同じ。の設置するものにあつては、同法第十三条规定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長。次項において同じ。)

三　その他参考となるべき事項
法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
二 法第二十七条第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定め
る日

法第二十七条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとす

の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。

易の語句を受けていたものは、係る港町の集散場所が休憩場所として現れる場合には、おもに「休憩場所」と表記される。一方で、このように「休憩場所」と表記される場合においては、これらは、その場所が休憩場所として現れる場合には、おもに「休憩場所」と表記される。

販賣場が体験遊園地である場合又は同條第九項前段の規定が適用される酒類の販賣場が本件工場である場合の酒類の販賣場であつて同條第八項第一項の規定による免許を有する場合

6
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第八項の許可を受けた販売場

しなければならない。

び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知

5 税務署長は、法第二十七条第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及

四 その他参考となるべき事項

三
移動しようとする年月日

の所在地及び名称

二 移動しようとする酉母又はもろみの別々との数量並びに当該酉母又はもろみの移動前の場所

届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人名称、法人番号

第五項	八の販賣場の	六条の酒類第九項前段の規定が適用される酒類の販賣場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の
	九 前各項に定めるもののほか、法第二十七条第一項の承認の申請の手続その他同条の規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。	第四十輪出輸出酒類販賣場(当該輸出酒類販賣場が体験製造場であるときは、又は同

四 法第二十八条第三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第一項本文の規定により自動車専用道路以外の公社管理道路を通行し、又は利用する車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第五項に規定する車両をいう。以下この号において同じ。）の運転者等から徴収する利用料金の上限は、道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十人以下のもの

ロ 道路運送車両法第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十一人以上のもの

ハ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車

ニ 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車

用料金（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第三十八条第一項に規定する利用料金をいう。）とする。

五 法第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第二項の規定により人から徴収する利用料金の上限は、少なくとも十二歳以上の者及び十二歳未満の者に於ては、年間の料金を算定する場合の標準として、前項の規定による料金の二分の一をもって算定する。

の者ことには定めるものであること
利用料金の徴収期間に関する法第二十八条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一、公社管理道路の構造及び工法その他当該公社管理道路の状況に照らして適切なものであるこ

二 道路整備特別措置法第十五条第一項の許可に係る公社管理道路にあつては、当該公社管理道路の利用料金の徴収期間の満了の日が同項の許可の日から起算して四十五年を超えないもので

法第二十八条第十二項の政令で定める収入は、料金（道路整備特別措置法第二条第五項に規定する料金であつて、法第二十八条第一項に規定する認定公社管理道路運営事業を開始する日の前あること。

日までにおける当該公社管理道路の通行又は利用に係るものに限る)、占用料その他の当該公社管理道路に係る地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十一条第一項の業務に係る又人で国土交通省令で定めるものとす。

4 第一項第一号に規定する公社管理道路に係る法第二十八条第十二項の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

三二一 新設又は改築に要する費用及び当該新設又は改築に係る事務取扱費
維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費
災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費

四 道路整備特別措置法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費

六 定に基づき特定道路公社（法第二十一条第五項に規定する特定道路公社をいう。以下この条において同じ。）が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費（前項に規定する又人の数又に要する費用又に該当する事務取扱費

前項に規定する収入の収取に要する費用及びで記載収に係る事務費
国土交通省令で定める損失補填引当金に充てるための費用

5 第一項第二号に規定する公社管理道路に係る法第二十八条第一項の政令で定める費用は
に掲げる費用とする。
一 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費

二 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費
三 道路整備特別措置法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費

四 道路整備特別措置法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき特定道路公社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費

五 第三項に規定する收入の徵収に要する費用及び當該徵収に係る事務取扱費
六 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借款金の利息の支払に要する費用

6 特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百一十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）第十二条の規定の適用については、同条中「料金」とあるのは、「利

第三条 前条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条第一項の規定により読み替え
て適用される公有地の拡大の推進に関する法律施行令第七条第三項の規定に基づく賃貸の事業に
係る賃貸借契約を締結した土地開発公社は、当該賃貸借契約の効力の存する間は、引き続き、当
該賃貸借契約に係る土地を賃貸する事業を行ふことができる。

附 則 (平成一七年三月三一日政令第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 二の政令は、平成十七年四月一日から施行する。

<p>附 則 (平成一七年七月二十九日政令第二六二号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年九月九日政令第二九二号) この政令は、平成十七年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号) この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二一日政令第二二〇号) この政令は、平成十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一月一九日政令第九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄 この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月二十五日政令第一六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年五月二十八日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年五月二十五日政令第一六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年九月一二日政令第二八一号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十年九月十七日）から施行し、平成二十一年度において使用される教科用特定図書等から適用する。</p> <p>附 則 (平成二一年五月一日政令第一三六号) (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、公報の日から施行する。</p> <p>1 (構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令は、公報の日から施行する。</p> <p>2 (構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。次項において「旧特区法」という。）第十二条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令（次項において「旧特区法施行令」という。）第二条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十二条の二の規定の適用については、旧特区法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 (平成二四年九月五日政令第二二三号) この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一二月六日政令第三三三三号) 抄 (施行期日)</p>

<p>第一条 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十一月十一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年七月三一日政令第二八〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一月一八日政令第四三一号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一二月一八日政令第四三一号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和二年一月二四日政令第三五三号抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一月一九日政令第九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和二年一月二四日政令第一四八号抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の七第一項の改正規定、同令第四十六条の八の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第四十六条の八の三の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月三一日政令第一五三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年四月八日政令第一七三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和十四年五月十五日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三一日政令第一四五号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の八の二の改正規定、同令第四十六条の八の四の改正規定、同令第四十六条の五の改正規定及び同令第四十六条の八の六の改正規定並びに附則第二十二条の規定、令和五年五月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年九月一日政令第二七〇号)</p>
--

この政令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。
